令和3年度 秋田県「ケアラー」に関する実態調査 報告書

令和4年3月

特定非営利活動法人 秋田県介護支援専門員協会

令和3年度 秋田県「ケアラー」に関する実態調査について

調査目的 県内のケアラー(ヤングケアラーを含む)についての調査を行うことで、その実態を把握する

とともに、課題を整理し、普及啓発や支援策の立案に資することを目的とする。

実施機関 特定非営利活動法人秋田県介護支援専門員協会

実施主体 秋田県

調査対象
①地域包括支援センター(主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士等)

②県・市福祉事務所(地区担当、主任相談支援員、家庭相談員、母子・父子自立支援員・女性相談員)

- ③児童相談所(児童福祉司)
- ④居宅介護支援事業所(介護支援専門員)
- ⑤訪問介護事業所(サービス提供責任者)
- ⑥介護保険施設等【特養、老健、特定施設、グループホーム、ショートステイ】 (生活相談員・介護支援専門員)
- ⑦相談支援事業所【児童・障害分野】 (相談支援専門員)
- ⑧居宅介護(ホームヘルプ)事業所(サービス提供管理責任者)
- ⑨障害福祉サービス【放課後等デイサービス、児童発達支援、児童発達支援センター、 生活介護、就労継続支援 A 型・B 型、就労移行支援】(児童発達支援管理責任者、 サービス管理責任者)
- ⑩病院(医療ソーシャルワーカー)
- ⑪北教育事務所、中央教育事務所、南教育事務所、総合教育センター、秋田明徳館 高校(スクールソーシャルワーカー)
- ⑫小学校、中学校、高等学校、特別支援学校(養護教諭)

総計 2,774 箇所

回答方法 オンライン回答

主な項目ケアラーに関する実態調査

調査期間 令和3年10月29日(金)~11月17日(水)

※ 令和4年1月14日(金)まで回答期間を延長。

有効回答数 813件(回答率 29.3%)

分析方法

- (1) 令和3年10月1日時点で把握している内容を1機関・1事業所につき、1回答している。
- (2) 複数回答した機関・事業所については集約、または情報量の多い回答に変更した。
- (3) 調査票の各設問の単純集計及びクロス集計を行った。
- (4) 記述意見は原文のままではないが、なるべく回答者の表現を用いる形で記載している。

報告書の見方

- (1) 結果数値(%)は、少数点第2位を四捨五入しており、内訳の合計が100%にならないことがある。
- (2)回答率は、小数点以下第2位を四捨五入し小数点以下第1位まで表記している。このため、各選択

肢の回答率を合計しても100%とならない場合がある。

- (3) 複数回答の場合、回答者数に対する割合を表示しているため、構成比の合計が100%を超える。
- (4) 調査結果の説明や表に用いる用語・記述は、原則調査票と合わせているが、一部箇所においては略している場合がある。

1. 回答者情報

①所属機関について (N=813)

	調査機関	調査数	回答数	回答率
1	地域包括支援センター	65	59	90.8%
2	県・市福祉事務所	17	12	70.6%
3	児童相談所	3	3	100%
4	居宅介護支援事業所	397	103	25.9%
(5)	訪問介護事業所	264	29	11.0%
6	介護保険施設等【特養、老健、特定施設、グループホーム、	763	151	19.8%
	ショートステイ】	703	151	19.0%
7	相談支援事業所【児童·障害分野】	243	25	10.3%
8	居宅介護(ホームヘルプ)事業所	155	6	3.9%
9	相談支援事業所【障害福祉サービス【放課後等デイサービ			
	ス、児童発達支援、児童発達支援センター、生活介護、就	432	77	17.8%
	労継続支援 A 型・B 型、就労移行支援】児童・障害分野】			
10	病院	66	23	34.8%
11)	北教育事務所、中央教育事務所、南教育事務所、総合	5	5	100%
	教育センター、明徳館高校	3		100%
12	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校	364	320	87.9%

今年度の調査は福祉事務所、高齢者支援関係者、障害者支援関係者のみならず、病院、教育事務所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校にも対象を拡大して調査した。昨年度プレ調査(※)の6.9 倍、813件の回答があった。

平均回答率は29.3%ではあるが、地域包括支援センター、県・市福祉事務所、児童相談所、教育事務所等、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校については高い回答率となっている。特に、今回初めて調査した学校関係からは非常に多くの回答があった。

※プレ調査の概要

実施主体:秋田県

調査対象:障害者相談支援事業所 94 か所、地域包括支援センター65 か所、福祉事務所 17 か所

回答方法: Google フォームを活用したオンライン回答

期間:令和2年12月17日(木)~令和3年1月14日(木)

回答者数:118件/176件 (回答率 67%)

分析方法:調査票各設問の単純集計を行い、調査結果に関する分析を行った。

2. ケアラーについて

①ケアラーという概念を知っていましたか

(N=813)

	概念を知っている	概念を知らない
総数 (人)	720	93
割合 (%)	88.6	11.4

②関わっている対象者でケアラーと思われる人はいますか

(N=813)

	いる	いない
総数 (人)	217	596
割合 (%)	26.7	73.3

調査機関ごとの内訳

調査機関	概念	:知っている	概念	:知らない	存在	E : いる	存在	: いない
地域包括支援センター	59	(100%)	0		33	(55.9%)	26	(44.1%)
福祉事務所	12	(100%)	0		7	(58.3%)	5	(41.7%)
児童相談所	3	(100%)	0		2	(66.7%)	1	(33.3%)
居宅介護支援事業所	100	(97.1%)	3	(2.9%)	46	(44.7%)	57	(55.3%)
訪問介護事業所	21	(72.4%)	8	(27.6%)	11	(37.9%)	18	(62.1%)
介護保険施設等	121	(80.1%)	30	(19.9%)	36	(23.8%)	115	(76.2%)
相談支援事業所	23	(92.0%)	2	(8.0%)	13	(52.0%)	12	(48.0%)
居宅介護事業所	6	(100%)	0		2	(33.3%)	4	(66.7%)
障害福祉サービス	62	(80.5%)	15	(19.5%)	18	(23.4%)	59	(76.6%)
病院	22	(95.7%)	1	(4.3%)	13	(56.5%)	10	(43.5%)
教育事務所	5	(100%)	0		4	(80.0%)	1	(20.0%)
学校	286	(89.4%)	34	(10.6%)	32	(10.0%)	288	(90.0%)

内訳 (学校)

調査機関	概念:知って	いる 概念	注:知らない	存在	: いる	存在	: いない
小学校	139 (89.3	1%) 17	(10.9%)	9	(5.8%)	147	(94.2%)
中学校	89 (90.8	3%) 9	(9.2%)	8	(8.2%)	90	(91.8%)
高等学校	46 (86.8	3%) 7	(13.2%)	14	(26.4%)	39	(73.6%)
支援学校	12 (92.3	3%) 1	(7.7%)	1	(7.7%)	12	(92.3%)

[※] 中学校は小中学校・義務教育学校を含む

昨年度の秋田県のプレ調査では概念の認知が、63.6%であったのに対し、今回は対象を拡大したにもかか

[※] 高等学校は定時制含む

わらず、メディアでの露出や秋田県での啓発事業によるものか、概念の理解が88.6%と大きく伸びた結果となった。今回初めて調査対象に加えた学校については、概念の認知が89.4%だった一方、「ケアラーはいない」と言う回答も90.0%と多かった。しかし、学校別に確認した上表では、高等学校等ではケアラーが「いる」と回答した学校が小学校、中学校、支援学校と比べて多くなっている。

3. ケアラーの属性

①把握しているケアラーの人数

(N=235)

	0人	1~5人	6~10 人	11 人以上
回答数	38	135	21	41
割合 (%)	16.2	57.4	8.9	17.4

②ケアラーの年代(複数回答)

(N=235)

	人数	割合 (%)
0 歳~5 歳	3	1.3
6 歳~9 歳	5	2.1
10 歳~12 歳	9	3.8
13 歳~15 歳	15	6.4
16 歳~17 歳	22	9.4
18 歳~19 歳	7	3.0
20 歳~29 歳	30	12.8
30 歳~39 歳	41	17.4
40 歳~49 歳	75	31.9
50 歳~59 歳	118	50.2
60 歳~69 歳	119	50.6
70 歳~79 歳	91	38.7
80 歳~89 歳	61	26.0
90 歳以上	18	7.7
合計	614	

ケアラーの年代 調査機関ごとの内訳

	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	10	11)	12
0 歳~5 歳					1	1			1			
6 歳~9 歳		1					1		1		1	1
10 歳~12 歳		1									2	6
13 歳~15 歳	1	3		1					1		2	7
16 歳~17 歳	1	2	1	2		1	1		1	1		12
18 歳~19 歳				1		1					1	4
20 歳~29 歳	5			9		3	4		5	3		1

30 歳~39 歳	5		1	18		9	3		4	1		
40 歳~49 歳	13	1	1	23	5	12	8	1	3	7		1
50 歳~59 歳	20	1		38	7	23	6	2	7	11		3
60 歳~69 歳	28	1		35	8	27	2	1	3	12		2
70 歳~79 歳	26	2	1	32	5	11	1		2	11		
80 歳~89 歳	17	1		22	2	7	3			9		
90 歳以上	5			6	1	4				2		
合計	121	13	4	187	29	99	29	4	28	57	6	37

昨年のプレ調査ではケアラーのピークが 60 代以降となっているのに対し、今回は対象機関の拡大で、ケアが必要な対象の年代が全世代になったことからか、ケアラーは 40 代から 70 代にピークが来ていた。

18 歳未満の「ヤングケアラー」も昨年プレ調査では 8 人(11.3%)であったのに対し、54 人(23.0%)であった。

調査機関ごとの集計(集計表①~⑫の数字は「**1. 回答者情報**」における番号とした。)では、ほとんどの調査機関が、40 代から 70 代にピークがあったが、⑪教育事務所と⑫各種学校では若い世代にピークがあった。「ヤングケアラー」も⑪⑫からの回答では 31 人であった。

③ケアラーの性別で多いと思われる方(複数回答)

(N=235)

	男性	女性	その他
人数(人)	81	194	10
割合(%)	34.5	82.6	4.3

[※] 男性、女性の回答数には両方に回答した50件含む

その他の内容(一部抜粋)

どちらでもない (男女差、性別は関係ないと思う。)

家族構成による

など

前回プレ調査での男性(23.1%)、女性(70.8%)に対して、男性(34.5%)、女性(82.6%)であった。今回調査では複数回答を可としたため、単純比較はできないが、依然として女性の割合が高くなっている。その他として、「性別は関係ないと思う。」「男女差特になし」というコメントもあった。

④「介護される側からみた」ケアラーの続柄(複数回答)

(N=235)

	人数	割合 (%)
夫	73	31.1
妻	91	38.7
父親(義父を含む)	34	14.5
母親(義母を含む)	56	23.8

子ども	146	62.1
きょうだい	82	34.9
孫	59	25.1
おじ・おばなどの親族	36	15.3
祖父	6	2.6
祖母	13	5.5
知人	25	10.6
その他	19	8.1
合計	640	

その他の内容 (一部抜粋)

子の妻(7)	曾孫
甥(4)	内縁関係
姪(2)	子の配偶者
後見人従弟	

ケアラーの続柄 調査機関ごとの内訳

続柄	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	10	11)	12
夫	21	1		25	4	10	1	1	2	7		1
妻	24	2		29	5	17		1	1	11		1
父親	5			6	3	3	3	1	5	3	1	4
母親	8	2	1	8	4	5	8	1	6	8		5
子ども	26	4	2	44	7	29	4		6	12	3	9
きょうだい	20	1	1	14	2	4	8	1	3	7	2	19
孫	12	2		20	1	12	1			6	1	4
親族	8			10	3	7	1		1	5		1
祖父	1				1				2	2		
祖母	2			1	1	1			2	4	1	1
知人	9	1		6	2	4				3		
その他	4			3	2	6	1		2	1		
合計	140	13	4	166	35	98	27	5	30	69	8	45

ケアラーの続柄は「子ども(61.4%)」「妻(38.7%)」「きょうだい(34.9%)」の順となっており、調査機関ごとの集計では、高齢者支援機関である①地域包括支援センター、④居宅介護支援事業所、⑤訪問介護事業所、⑥介護保険施設等からの回答で「子ども」の数字が高い結果となった。

その他の回答には「後見人」「曾孫」「内縁関係」との言葉もあった。

⑤ケアラーの職業(複数回答)

(N=235)

	人数	割合 (%)
無職	130	55.3
大学生	2	0.9
短大生	0	
専門学校生	1	0.4
高校生	29	12.3
中学生	18	7.7
小学生	12	5.1
公務員(教員、警察官、消防官、自衛官などを含む)	31	13.2
会社員(常勤)	109	46.4
会社員(非常勤職員)	60	25.5
パート・アルバイト	93	39.6
自営業	55	23.4
その他	17	7.2
合計	557	

その他の内容(一部抜粋)

施設通所者・利用者(3) 農業(2) 就労系福祉サービス

派遣職員 障害福祉サービス (就労継続支援 A 型) 利用

自宅内職 福祉事業所通所(知的障害あり)

ケアラーの職業 調査機関ごとの内訳

	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	10	11)	12
無職	27	2	1	41	7	24	10	1	5	12		
大学生	1			1								
短大生												
専門学校					1							
高校生	1	2	1	3	1	2	1		1	1	2	14
中学生	1	3			1		1		1		3	8
小学生		2					1		1		2	6
公務員	7			9	3	2	1		1	5		3
会社員(常)	20	1		34	6	26	5	1	3	13		
会社員(非)	12			15	6	11	2	1	1	11		1
パート	16			31	5	23	4	1	3	10		
自営業	13			18	5	8	1	1	1	8		
その他	1			2	1	4	3		5			1
合計	99	10	2	154	36	100	29	5	22	60	7	33

ケアラーの職業は「無職(55.3%)」「会社員(常勤)(46.4%)」「パート・アルバイト(39.6%)」の順になっている。

その他の回答には「施設通所者」「施設利用者」「就労系福祉サービス」「障害福祉サービス(就労継続支援 A型)利用」「福祉施設の利用者」「福祉事業所通所(知的障害あり)」との回答が 6 件あり、ケアラー自身も何らかの支援を受けていることがわかった。

また、小学生・中学生・高校生・大学生の学生ケアラーは62人となっており、うち小中高校生は59人であった。

⑥ケアラーが行っている援助の内容(複数回答)

(N=235)

	人数	割合 (%)
食事の世話(買い物・調理、食べる介助、後片付け等)	181	77.0
家の中の家事(掃除・洗濯・こまごまとした家事を含む)	184	78.3
身の回りの世話(衣服の着脱介助、移動介助、服薬管理など)	158	67.2
トイレや入浴の介助	113	48.1
見守り(要ケア者の心身の状態を見守り)	136	57.9
感情面のケア	109	46.4
通院の付き添い	161	68.5
通訳(意思疎通が困難な場合)	47	20.0
金銭管理	136	57.9
公的な手続き	133	56.6
その他	19	8.1
合計	1,377	

その他の内容 (一部抜粋)

医療処置、医療的ケア

医療同意、入所施設探しや契約等の対応。

学校への送迎

姉の赤ちゃんのお世話

単身にできず、常に一緒につれて外出せざるえない

電話対応 空き家の管理 外出外泊支援 定期的な面会

登校せずに家族のそばにいる(ケアラー予備軍)

福祉・介護サービス利用の連絡調整、書類手続き等

夜間、祖母のトイレ介助と幼い兄弟の寝かしつけや世話

徘徊発見時の身元引受

介護等の支援の内容 調査機関ごとの内訳

	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	10	11)	12
食事の世話	30	3	2	49	8	31	8	2	13	14	3	18

家の中の家事	28	3	2	48	9	31	11	2	12	12	4	22
身回りの世話	25	3	1	46	7	25	12	2	11	12	3	11
トイレ等介助	18	1	1	37	6	21	6	1	7	11	1	3
見守り	23	4	2	36	6	26	7	2	7	12	2	9
感情面のケア	18	3	1	31	6	16	7	2	9	9	1	6
通院の付添い	29	3	1	42	9	37	11	1	7	11	2	8
通訳	13		1	15	2	3	5	1	2	4		1
金銭管理	25	1	2	39	10	34	6	2	1	12	1	3
公的な手続き	25	1	2	40	8	30	6	2	4	11	1	3
その他	3			3	1	4	2	1	2	1		2
合計	237	22	15	386	72	258	81	18	75	109	18	86

援助の内容は「家の中の家事(掃除・洗濯・こまごまとした家事を含む)(78.3%)」「食事の世話(買い物・調理、食べる介助、後片付け等)(77.0%)」「通院の付き添い(68.5%)」の軽介護が上位となっているが、「トイレや入浴の介助(48.1%)」の重度な介護も多くのケアラーが行っていることが分かった。特に高齢者支援機関からの回答では「トイレや入浴の介助」と「金銭管理(57.9%)」の割合が高くなっている。その他の回答には「単身にできず、常に一緒につれて外出せざるをえない」「登校せずに家族のそばにいる(ケアラー予備軍)」「徘徊発見時の身元引受」などがあった。

⑦ケアラーが援助をすることになった理由 (複数回答可)

(N=235)

内容	件数	割合(%)
家族の病気・障がい・精神疾患や入院のため	156	66.4
配偶者・親(含:義父母)・子等がアルコール健康障害のため	31	13.2
ひとり親家庭であるため	69	29.4
家族が仕事で、家族のケアに携わることができないため	55	23.4
祖父母の病気や加齢・入院のため	43	18.3
年下のきょうだいがいるため	29	12.3
きょうだいに障がいがあるため	24	10.2
親が家事をできない状態のため	79	33.6
福祉・介護などのサービスにつながっていないため	27	11.5
子どもが自発的に行ったため	24	10.2
他にする人がいなかったため	91	38.7
その他(自由記入)	14	6.0
合計	642	

その他の内容(一部抜粋)

医療的ケアが必要な方への社会資源が乏しい。

遠くに住む子供が疎遠になっているため、家族介護を当然の事と思っている。

経済的理由により福祉サービスを利用できないため。

実子と折り合いが悪いため。

障害があるため。

不登校傾向でもあり、自然にそうなってしまうとも言える。

母親が交際相手の家へ行く日は、兄弟の世話や家事を引き受ける事になる。

両親ともに日本語と英語が得意ではなく、子どもは日本語、英語、母国語が使えるため。

介護等をするようになった理由 調査機関ごとの内訳

理由	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	10	11)	12
家族の病気	22	5	1	37	7	25	11	2	14	14	4	14
アルコール	6	2		7	2	3	1			9		1
ひとり親	6	2		16	3	12	6	2	3	3	3	13
家族が仕事	8	1	1	14	2	8	2	2		6	3	8
祖父母の病気	9	1		11	2	8	2			5	1	4
年下のきょうだい	1	2	1	2	1	2	1		1	1	2	15
きょうだいに障害	2			4	1	4	5	1	3	2		2
親が家事をできな	14	1	1	29	2	12	1		6	5	3	5
U	14											
サービス未利用	10			6	1	1	1		1	6	1	
子どもが自発的	4			7	1	4			1	3		4
する人がいない	17	2	1	30	6	19	1		2	8	1	4
その他	2			1	1	4	1		2			3
合計	101	16	5	164	29	102	32	7	33	62	18	73

介護等をするようになった理由は「家族の病気・障がい・精神疾患や入院のため(66.4%)」が全調査機関で最も割合が高くなっている。ほかには、「他にする人がいなかったため(38.7%)」、「親が家事をできない状態のため(33.6%)」、「ひとり親家庭であるため(29.4%)」などが高い割合を示した。

また、その他のコメントには「家族介護を当然の事と思っている。」「経済的理由により福祉サービスを利用できないため」など、ケアに対する思いや生活困窮者であることをうかがわせるコメントもあった。

さらに、「不登校傾向にあり、自然にそうなってしまう面もある。」「母親が交際相手の家へ行く日は、兄弟の世話や家事を引き受ける事になる」「両親ともに日本語と英語が得意ではなく、子どもは日本語、英語、母国語が使えるため。」などのコメントからは、複雑な家庭事情に置かれているヤングケアラーの姿も浮かび上がる。

⑧ケアラー支援で、連携している機関・団体があれば回答してください (複数回答)

(N=200)

内容	件数	割合(%)
地域包括支援センター	91	45.5
県·市福祉事務所	38	19.0

児童相談所	17	8.5
居宅介護支援事業所	115	57.5
訪問介護事業所	63	31.5
介護保険施設等【特養、老健、特定施設、グループホーム、ショートステイ】	60	30.0
相談支援事業所【児童·障害分野】	51	25.5
居宅介護(ホームヘルプ)事業所	46	23.0
障害福祉サービス(児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者)	34	17.0
病院	77	38.5
教育事務所等(スクールソーシャルワーカー)	8	4.0
小学校、中学校、高等学校、特別支援学校	21	10.5
その他	22	11.0
合計	643	

その他の内容(一部抜粋)

連携している機関は現在なし(6) 子育て支援課、生活困窮担当

訪問看護(3) 市役所 子ども支援課

介護タクシー、保健所(保健師)、訪問診療、 社会福祉協議会

訪問看護等。 コミュニティーソーシャルワーカー(CSW)

学生ボランティア
秋田県地域生活定着支援センター、訪問看護、

基幹相談支援センター 通所リハ

警察、民生委員 通所、ショートステイ施設

後見人 薬局

三種町社会福祉協議会

連携している機関・団体 調査機関ごとの内訳

	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	10	11)	12
地域包括支援センター	9	2		35	4	18	4	1	2	13		3
県·市福祉事務所	6	4		3		4	4		1	7	4	5
児童相談所	1	2	1	1			1		1	3	3	4
居宅介護支援事業所	27	3		26	9	28	4	1	3	13		1
訪問介護事業所	13	1		24	6	4	2	2		9		2
介護保険施設等	11			21	4	11	3			10		
相談支援事業所	7	1		7	3	2	9	2	9	10	1	
居宅介護事業所	7	1		17	3	3	6	2		7		
障害福祉サービス	5			3	2		12	1	6	3	1	1
病院	19	1		22	2	9	6		2	11	2	3
教育事務所等		1					1		1		3	2

学校等		4					3		4		3	7
その他	4			5	1	2	2	1	2	2		3
合計	109	20	1	164	34	81	57	10	31	88	17	31

連携している機関・団体については、「居宅介護支援事業所(57.5%)」の割合が最も高く、「地域包括支援センター(45.5%)」「病院(38.5%)」と続いている。

「居宅介護支援事業所」については、⑥介護保健施設等や障害者支援機関(⑦⑧⑨)との連携の割合が高くなっている。

その他の回答として、「市役所における児童担当部門」「生活困窮担当部門」等の行政機関、「薬局」「訪問看護」等の医療関係者のほか、「警察」「民生委員」「後見人」などが挙げられており、様々な機関との連携が進んでいることがわかった。

4. ケアラーに対する支援体制・環境づくりについて

①今後の支援策として必要と思われること

(複数回答)	(N=813)
(XXX/HH)	(11-010)

内容	件数	割合(%)
ケアラーという言葉が広く認識されるようにする	431	53.0
ケアラーが自身の状況を認識できるよう教育や相談を行う	413	50.8
子どもや家族にケアラーという認識をもってもらうようにする	337	41.5
支援者等の関係者がケアラーに気付けるよう研修などを充実させる	262	32.2
ケアを担っている家族や子どもたちが相談しやすい環境を整備する	664	81.7
ケアを担っている家族や子どもたちが適切なサービスを受けられるようにする	572	70.4
ケアラーの実態を明らかにする	339	41.7
ケアラーへの支援を行える専門職を育成する	238	29.3
福祉と教育が連携した支援体制を整備する	391	48.1
福祉・医療・保健が連携した支援体制を整備する	437	53.8
ケアラーを支援する団体を増やす	201	24.7
ケアラー同士が集まり情報共有などができる場を増やす	229	28.2
経済的支援策を充実させる	397	48.8
介護や支援の代替サービス環境を整備する	359	44.2
その他(自由記入)	18	2.2
合計	5,288	

その他 (一部抜粋)

以下に記載する意見は原文のままでは無いが、なるべく回答者の表現を用いる形で記載している。

あらためて専門職の育成に時間をかけることは必要なのかと思う。すでにケアマネジャーの仕事内容と大きくか ぶっている。福祉・医療・保健・教育の連携充実で良いと思った。

ケアラーという言葉が広く認識されるだけでなく、言葉の持つ意味や解釈を伴う普及活動を行う。

ケアラーと分かっていながらも既存の仕組みでは対応できない。介護・障害の制度を利用してヘルパーの利用

等が行えないか。

ケアラーを生み出さない社会情勢、社会環境を整える。

スーパーやコンビニなど誰もが利用する所に情報を掲示する。

ヤングケアラーに特化した支援が必要

家族のケアをしていて自分はケアラーだと感じる前に、医療や福祉等との関りを既にもっていると思う。行政で行っている支援体制を厚くする。誰がみてもわかりやすい提示を行うことで、いざという時にノックできるドアがどこにあるかを知ってもらう。向き合ってくれる専門職の方が、個々によって異なるケースに、親身に対応してくれることを望む。

介護保険制度の在宅介護を推奨する姿勢を変えてもらう。

学校等の教育者に対する研修を充実させる必要がある。

教育機関でのケアラーに関する理解。

支援者等の関係者がケアラーに気付けるよう研修などを充実させる。

児童相談所としては児童がヤングケアラーとならないよう保護者と話し合っていくというスタンスを持つ。

実態を把握できるようなアンケートや支援に繋がりやすい連携のフローチャートがあればよい。

地域性の考え方を変えていく働きも必要と思われる。

勉強に差しさわりなければ、家族の世話が絶対ダメではないと思う。

法的根拠による制限。

訪問してケアの仕方を教えてくれる人がいると良いかと思う。

用語は介護者でよい。若い介護者の問題を優先して取り組むべき。

必要な支援策としては、上位より「ケアを担っている家族や子どもたちが相談しやすい環境を整備する (81.7%) 」「ケアを担っている家族や子どもたちが適切なサービスを受けられるようにする (70.4%) 」「ケア ラーという言葉が広く認識されるようにする (53.0%) 」「福祉・医療・保健が連携した支援体制を整備する (53.8%) 」と続く。 啓発と体制整備の必要性が高いことが分かる。

② ケアラーが無償で提供している援助により、ケアラーのどのような活動が制限されていますか。(例:学業、趣味活動) (N=499)

キーワード	カウント
学業、勉強、学習、学校生活	262
趣味(活動)	142
余暇(時間)、自由(な時間)、自分の(自身の)時間、休息、休養	135
仕事、就業、就労、就職、労働、アルバイト、経済活動	127
交流、友人、友達、友だち、交友関係、社会活動、社会参加、外出	119
部活(動)、クラブ活動、スポ少、運動、スポーツ	74
健康(管理)、睡眠、受診、通院	46
家事	4

その他 (一部抜粋)

あらゆる生活時間 自分のための活動全て 自身の生活 年齢に応じた経験や活動

精神的な負担結婚できない(家を離れる事ができない)

子どもが子どもとして過ごすこと。

活動制限については 499 件もの自由記載の回答があり全文は掲載できないことから、文章の中のキーワードとなる単語をカウントして、傾向を確認することとした。「学業」「勉強」「学習」「学校生活」と、ヤングケアラーの活動制限につながる言葉がトップで 262 件あった。「仕事」グループも 127 件あり、ケアラーであることが何らかの経済的な制約になっていることが分かる。

5. ケアラー支援の課題解決と支援に向けて

①仕事と介護の両立支援制度について、知っていることはありますか。(複数回答)

(N=773)

内容	人数	割合 (%)
介護休業制度	527	68.2
介護休暇制度	629	81.4
短時間勤務制度	488	63.1
フレックスタイム制度	311	40.2
時差出勤制度	306	39.6
所定外労働の制限	136	17.6
その他	4	0.5
合計	2,401	

その他の内容 (一部抜粋)

看護休暇制度

②学業とケアを抱えるきょうだい支援について、知っていることはありますか。(複数回答)

(N=689)

内容	人数	割合 (%)
地域包括支援センターの総合相談	289	41.9
オンライン集いの場(オンラインきょうだい会、Siblings Support Akita等)	54	7.8
子ども食堂	572	83.0
引きこもり支援、サロン	308	44.7
その他	7	1.0
合計	1,230	

その他の内容(一部抜粋)

学習支援事業 (三種町社協)

③あなたの地域で行われているケアラー支援策はありますか。(複数回答)

(N=500)

内容	人数	割合 (%)
家族介護者向け研修会	250	50.0
つどいの場、サロン	273	54.6
認知症カフェ	330	66.0
その他	45	9.0
合計	898	

その他の内容(抜粋)

ヘルパー

家族介護教室及び懇話会

介護支援専門員協会による研修

介護事例検討会

介護用品券支給

傾聴ボランティアの育成、講座

相談窓口の設置

地域包括支援センターによる相談活動

6. ケアラー支援として、県や市町村などが行う支援策で必要と思うものがあれば、自由にご記入ください。 (N=276)

この自由記載の部分はボリュームがあることから別紙とし、傾向として読み取れることを以下に記す。なお、以下 に記載する意見は原文のままでは無いが、なるべく回答者の表現を用いる形で記載している。

【啓発】

- ・ ケアラーの問題を行政各機関によく理解してもらいたい。生徒に付き添い、行政窓口でヤングケアラーとして 相談したが、一般的な対応しかしてもらえなかった。(②小学校、中学校、高等学校、特別支援学校)
- ・ 「ケアラー」「きょうだい支援」について広く認知してもらう取り組みが必要。(⑥介護保険施設等)
- ・ まずはケアラー・ヤングケアラーという言葉が知られるような取り組みが必要だと思う。そして、ヤングケアラーとなっている児童生徒を学校で教員が把握できるような仕組みが構築されるといいと感じる。(⑫小学校、中学校、高等学校、特別支援学校)
- ケアラー自身がケアラーとしての自覚を持つことやヘルプを出すことがとてもハードルが高いと思うので、まずは教育現場での周知、障害、介護分野の関係者の周知を徹底し、ケアラーに関係する専門機関(教育、福祉、保健、民生委員など)が早期に連携して関われる体制作りが必要かと思われる。(⑦相談支援事業所)
- ・ 保護者にヤングケアラーのことや教育を受けさせる義務等を理解してほしい。学校は踏み込みにくい部分であり、不登校とも絡み合っており、なかなか改善に向かわない。やれることはやっているつもりだが、なかなか改

【実態把握】

- ・ 実態がわからないので、支援策も具体的な考えは思いつかないが、頑張っているケアラーが楽しめる企画が 定期的にあれば、少しでも精神面の負担軽減できるのではないか。ケアラーの実態調査が必要だと思う。 (④居宅介護支援事業所)
- ・ 実態を把握し、ケアラーを社会で支援していく体制の整備が必要ではないかと思う。(⑪北教育事務所、中央教育事務所、南教育事務所、総合教育センター、明徳館高校)
- ・ 実態把握により、存在を認知し、ケアラー自身が「実際何に困っているか」「何をしてもらいたいか」など聞き取り、現状に対し関係する所属機関(市包括支援センター、福祉事務所、障害者相談事業所など)が情報共有し、総合的な支援策の検討が必要と思う。(④居宅介護支援事業所)
- ・ ケアラーが孤立しないよう社会で支える支援が必要。ケアラーだと自覚できず苦労しているケースが多いのでは。学校の養護教員等から聞き取りし、まずは実態を把握することからスタートする必要があるのでは。(① 地域包括支援センター)
- ・ ケアラーの実態が明らかになっていないケースが多々あると思う。実態を明らかにし、ケアをしているために制限されている活動を知り、社会資源につなげられるようにしたい。また、ケアラーが相談しやすい環境作りが必要だと思う。(④居宅介護支援事業所)

【相談窓口】

- ・ NPO 法人が行っている LINE 相談のように、SNS で気軽に相談できる窓口があれば、特にヤングケアラー の人たちは利用しやすいと思う。(⑫小学校、中学校、高等学校、特別支援学校)
- ・ 相談窓口や利用可能な社会資源等を知る機会、家族会等の存在(⑩病院)
- ・ オンラインでのケアラーつどいの場支援(①地域包括支援センター)
- ・ ケアラー (特に若年層の方) が相談しやすい窓口、窓口につなげるための周知活動やネットワークづくり。 窓口があってもヤングケアラーは相談に結びつけることが難しいのではないか、学校やスクールソーシャルワーカーが対象者を相談機関につなげる仕組みは必要だと思う。 (①地域包括支援センター)
- ・ ケアラーとしての相談窓口の敷居が高くなるよりは、地域包括支援センターや町内会、婦人会、学校、病院などヘケアラーの専門相談員のような方が定期的に巡回し窓口を開くことも良いと思う。(⑥介護保険施設等)

【環境的支援】

- ・ 包括と教育機関等の繋がりが薄く、教育機関で行っている取り組みの実態が分からないため、ネットワークづくりをして連携しやすい体制を整えることも必要だと思う。(①地域包括支援センター)
- ・ 雇用主の理解が無いと制度は普及しない。(④居宅介護支援事業所)
- ・ 従業者が取得できる介護休暇・休業、勤務の柔軟化等の策を推進するための企業向けの勉強会があれば良いと考える。(④居宅介護支援事業所)
- ・ ケアラーを支援する団体を増やす(④居宅介護支援事業所)
- ・ 様々な問題が複合的に絡んでいるケースは少なくないと思う。総合的に援助・サポートできる仕組みや、臨機応変に介入できる組織作りが必要だと思う。そのための専門職、多職種チームを市町村中心に整えてい

ただきたい。(⑩病院)

【経済的支援】

- ・ 経済的困窮に対する支援や必要なサービスを提供出来る体制を官民が協力して地域全体で行える仕組 みが大切ではないかと思う。(⑥介護保険施設等)
- ・ 経済支援策を充実させてもらいたい(⑤訪問介護事業所)
- ・ 経済的に困窮している家庭が増加傾向にあるため、経済的支援が必要。(②小学校、中学校、高等学校、特別支援学校)
- ・ 支援を求めやすい環境も必要だが、負担(精神・身体・経済の三側面)の軽減策が無いと根本的な解決 にならない。(④居宅介護支援事業所)
- ・ 県や市町村で住民の生活実態を知り、必要な支援をもっと充実する必要があるように思う。地域の関わり は脆弱化しているが、だからこそ公的な機関の力が求められると思う。情報を収集し、家庭訪問で実態を知 る必要がある。生活の苦しさを抱えながら誰にも相談できず、命を落とすような人が出ないことを強く望む。 (②小学校、中学校、高等学校、特別支援学校)